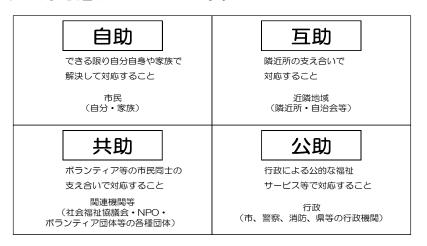
概要版

# 第3期

# 矢板市地域福祉計画 • 地域福祉活動計画

#### 1. 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるように、行政や福祉関係の事業者・団体、ボランティアなど地域に関わるすべての人や団体が力をあわせ、地域づくりを進めていくことです。

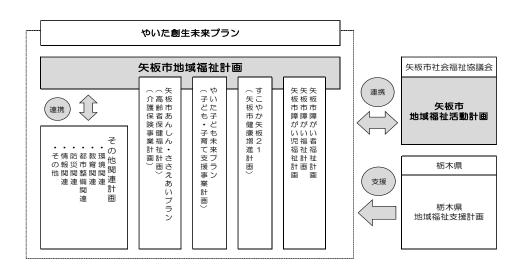


#### 2. 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

「地域福祉計画」は市が策定するもので、目指す地域の将来像や地域福祉の推進に向けた基本的な考え方について示しています。本計画は、福祉に関連する高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、健康増進等の各個別計画を横断的につなぎ、連携を図りながら、地域福祉の充実を図ります。

「地域福祉活動計画」は社会福祉協議会が策定するもので、地域の社会福祉の推進を目的として策定する具体的な活動や行動について示した計画です。

矢板市では、地域福祉のさらなる充実に向けて、この2つの計画を一体的に策定しています。なお、計画期間は令和5年度から令和14年度までの10年間です。



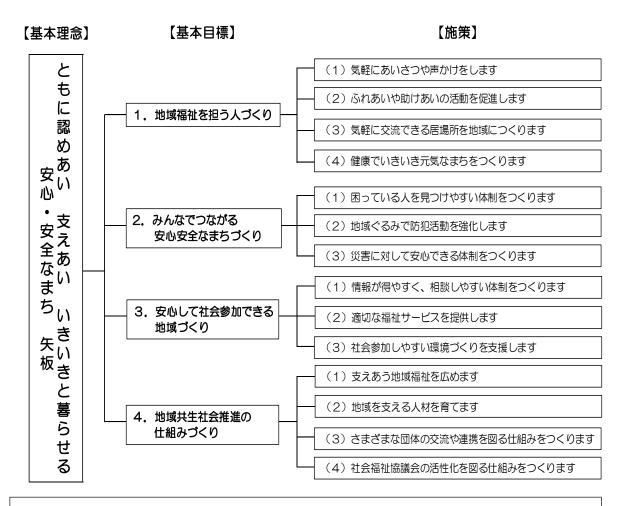
#### 3. 基本理念

地域に暮らす人々が互いに認めあい、支えあうことで、一人ひとりの個性を尊重した幸せな地域社会の実現に近づくことができます。第3期計画では、第2期計画の基本理念を継承し、市民がともに認めあい支えあう「地域共生社会」の実現に向けたまちづくりを目指し、基本理念を次のように定めます。

# ともに認めあい 支えあい いきいきと暮らせる 安心・安全なまち 矢板

#### 4. 基本目標と取り組み

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を定め、地域福祉の普及・推進に努めます。



#### 【市民などの役割】

地域福祉を推進していくためには、市や社会福祉協議会の取り組みだけでなく、地域のみなさんの協力が 必要です。基本目標それぞれの達成に向けて、「市民などの役割」を位置付けています。次のページから内 容を掲載していますので、できることから取り組んでみましょう。

# 基本目標1 地域福祉を担う人づくり

# (1) 気軽にあいさつや声かけをします 「

市民などの役割	市の役割	社会福祉協議会の役割
O「おはよう」「こんにちは」	Oあいさつや声かけの励行を	〇あいさつ運動·声かけ運動を実践
など、あいさつを積極的に	推進します。	する関係機関・団体の活動を支援
実践します。	〇地域コミュニティの市民意	します。
○学校や地域の行事などへ積	識を高めるまちづくりを支	○高齢者等給食配送、高齢者見守り
極的に参加します。	援します。	(愛の訪問事業)により声かけを
		します。

## (2) ふれあいや助けあいの活動を促進します 「

市民などの役割	市の役割	社会福祉協議会の役割
Oボランティア活動へ関心を	〇地域行事への参加を呼びか	〇ボランティアの登録・紹介・斡旋
持ち参加します。	けます。	を行います。
〇隣近所で、地域行事への参	〇ボランティア活動や地域行	〇外出に不安を感じている高齢者
加を呼びかけ、誘いあいま	事の情報発信を通して、市民	や障がい者などが外出しやすい
す。	が参加しやすい環境をつく	ように支援します。
	ります。	

# (3) 気軽に交流できる居場所を地域につくります 「

市民などの役割	市の役割	社会福祉協議会の役割
〇隣近所に新しい住民が引越	○地域の居場所や世代間交流	〇高齢者生きがい通所施設の活動
ししてきたら、地域のルー	の場つくりを社会福祉協議	の周知を図るとともに、活動の活
ルや行事を教えるなど、声	会と協働して支援します。	性化に努めます。
かけをするように心がけま	〇高齢者生きがい通所施設の	〇お元気ポイント事業における拠
す。	活動の周知を図るとともに、	点を増やすとともに、きらきらサ
	活動の活発化に努めます。	ロン開設の支援を行います。

## (4)健康でいきいき元気なまちをつくります 「

市民などの役割	市の役割	社会福祉協議会の役割
〇地域行事やイベントなどで	〇年代に応じた健康づくりに	〇市民の自主的な健康づくり・生き
健康づくりに関する講座に	関する情報提供に努めます。	がいづくりの活動を支援します。
参加します。	〇健康づくりに関する講座の	○知識や経験を活かして活躍でき
	実施に努めます。	る場を提供します。

# 基本目標2 みんなでつながる安心安全なまちづくり

# (1)困っている人を見つけやすい体制をつくります [

市民などの役割	市の役割	社会福祉協議会の役割
〇隣近所で支援が必要な人の	○虐待などの早期発見に努め、	〇日常生活自立支援事業(あすてら
見守りに努めます。	関係機関と連携して問題解	す)により、認知症高齢者、身体
〇隣近所で異変を発見した	決に努めます。	障がい者、知的障がい者、精神障
ら、関係機関へ相談・連絡・	〇地域包括支援センターで高	がい者などを支援します。
通報します。	齢者等の相談を受け、訪問し	
	ます。	

## (2)地域ぐるみで防犯活動を強化します 「

市民などの役割	市の役割	社会福祉協議会の役割
○地域の防犯活動や交通安全	〇安心で安全なまちづくりを	〇高齢者の見守り活動、児童・生徒
運動に参加します。	積極的に推進します。	への登下校時の声かけ運動など
〇自動車や自転車を運転する	〇防犯・交通安全の情報発信を	を支援します。
人は、安全運転に努めます。	します。	○警察署など関係機関・団体との連
特に生活道路では、歩行者		携の強化に努めます。
に注意しながら速度を抑え		
て走行します。		

# (3)災害に対して安心できる地域をつくります 「

市民などの役割	市の役割	社会福祉協議会の役割
〇防災訓練に参加します。	〇防災対策の充実を図ります。	〇要支援者を災害時に支援する災
○支援が必要な人は、避難行	〇避難行動要支援者名簿を作	害ボランティアを養成します。
動要支援者制度へ登録しま	成・管理し、関係機関・団体	〇災害ボランティアセンターの運
す。	へ提供します。	営に努めます。
〇日頃から、避難行動要支援	〇避難行動要支援者名簿の周	
者への声かけ・交流に努め	知に努めます。	
ます。		

# 基本目標3 安心して社会参加できる地域づくり

# (1)情報が得やすく、相談しやすい体制をつくります [

市民などの役割	市の役割	社会福祉協議会の役割
〇「広報やいた」や「社協だ	〇福祉サービスに関する情報	〇心配事相談・無料法律相談・成年
より」、回覧板などを読み、	や、関係機関・団体の活動内	後見相談など、各種相談を行いま
市をはじめ関係機関・団体	容についての情報提供に努	す。
からの情報に目を通しま	めます。	
す。	○市の各種相談窓□の充実に	
	努めます。	

# (2)適切な福祉サービスを提供します Г

市民などの役割	市の役割	社会福祉協議会の役割
〇自分の周りに支援を必要と	〇各福祉分野の計画に基づき、	〇「社協だより」や社協ホームペー
する人がいる場合には、民	福祉サービスの利用を促進し	ジを通して情報をわかりやすく
生委員・児童委員や行政機	ます。	伝えます。
関などへつなぎ、福祉サー	〇成年後見制度について周知	○社会福祉協議会に情報提供コー
ビスの利用を勧めます。	するとともに、制度利用を支援	ナーを設け、来館者に情報の提供
	します。	をします。

# (3) 社会参加しやすい環境づくりを支援します

市民などの役割	市の役割	社会福祉協議会の役割
O集会や行事などへの参加に	〇障害者総合支援法に基づく	○シニアクラブ活動など、高齢者の
際し、介助が必要な人に対	移動支援事業や意思疎通支	地域活動の紹介・支援を行いま
し人的なサポートを行いま	援事業などの地域生活支援	す。
す。	事業の充実を図ります。	〇市民全体が福祉について考え、福
○障がいのある人への理解を	○高齢者や障がいのある人な	祉活動への意欲を高める機会を
深め、働きやすい環境づく	どを街なかで気軽に手助け	設けます。
りに努めます。	できるよう、「心のバリアフ	
	リー」について周知を図りま	
	す。	

# 基本目標4 地域共生社会推進の仕組みづくり

## (1) 支えあう地域福祉を広めます Г

市民などの役割	市の役割	社会福祉協議会の役割
〇「地域福祉」の考え方や趣	〇地域福祉の考え方や趣旨に	〇「社協だより」や社協ホームペー
旨を理解します。	ついて広く周知します。	ジなどで、地域福祉の考え方や趣
〇地域福祉についての講演	〇地域福祉についての講演会・	旨について周知するとともに、先
会・勉強会などに参加しま	勉強会などを開催します。	進事例を紹介し、地域福祉活動の
す。		重要性を情報発信します。

# (2)地域を支える人材を育てます 「

市民などの役割	市の役割	社会福祉協議会の役割
〇行政区に積極的に加入し、	〇行政区や民生委員・児童委員	Oボランティアに関心のある市民
活動に参加します。	の活動内容を情報発信する	に、ボランティア体験の機会を提
〇民生委員・児童委員の活動	とともに、活動への支援を行	供します。
を理解します。	います。	〇地域活動に取り組む人材の確保
	〇地域福祉の担い手としての	に努めます。
	人材育成に努めます。	

# (3) さまざまな団体の交流や連携を図る仕組みをつくります Г

市民などの役割	市の役割	社会福祉協議会の役割
〇地域にある機関・団体を知	○各種ボランティア団体の活	○団体同士の連携強化のための支
ります。	動支援や情報提供の充実を	援に努めます。
	図ります。	Oボランティア活動に関するさま
		ざまな講座や研修会を実施しま
		す。

# (4) 社会福祉協議会の活性化を図る仕組みをつくります 「

市民などの役割	市の役割	社会福祉協議会の役割
〇「社協会員」となり社会福	○社会福祉協議会の活動内容	○社協の活動の理解を深めるため、
祉協議会の活動に参画しま	を周知します。	各地で開催される勉強会を支援
す。	○募金活動の必要性を周知し、	します。
○募金活動に積極的に協力し	その活動に協力します。	○募金への協力を呼びかけます。
ます。		

#### 矢板市成年後見制度利用促進基本計画

すべての市民が安心して暮らせる地域を目指して、第3期矢板市地域福祉計画・地域福祉活動計画に成年後見制度利用促進基本計画を含めて策定しています。

#### 【現状と課題】

- 〇本市の知的障がい者と精神障がい者及び高齢者は、平成 30 年から令和 4 年にかけて、いずれも増加傾向にあります。
- ○市民アンケート調査における成年後見制度の認知度は、

「知らない」 … 36.4%

「聞いたことはあるが内容はよく知らない」 … 29.4%

約65%の方が、制度について知らない、分からないという結果になっています。

〇市民アンケート調査における成年後見制度が必要になった場合の利用意向は、

「分からない」 … 59.9%

という結果となっています。

今後は制度の周知及び権利擁護の重要性についての周知が必要となります。また、 相談・対応体制の整備が求められます。

#### 【今後の取り組み】

取り組み	内容	
成年後見制度の周知啓発 相談対応	〇地域包括支援センターや関係機関等と連携し、利用	
	促進に向けた周知啓発を行います。	
	○権利擁護に関する相談に対応します。	
成年後見制度利用支援事業 の実施	○単身や親族関係の事情により手続きを進められない	
	場合は、家庭裁判所に後見開始の審判等を市長が申	
	し立てるなどの支援を行います。	
	〇申し立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な方	
	への助成を行います。	
	〇他の公的サービス等と連動した一体的なサービスの	
成年後見制度と他の公的	提供を図ります。	
サービスとの一体的提供	〇関係機関と連携し、スムーズな成年後見制度の利用	
	を支援します。	
地域連携ネットワークの	〇地域の専門職団体等の協力を得ながら地域連携ネッ	
構築	トワークの構築を目指します。	
実施体制の整備	〇関係機関と協力して権利擁護に関わる支援や制度の	
	利用促進に取り組みます。	
	〇権利擁護支援が必要な人への早期把握と支援が行わ	
	れる体制づくりを目指します。	

#### 5. 計画の推進と進行管理

地域福祉は行政だけでなく、市民・行政区等の地域・社会福祉協議会等の関係機関・ 団体など、多くの人が担い手となって推進されます。

#### 市民

地域社会の一員としての自覚を持ち、自 分たちの地域について考えること、手を 取りあい、地域の行事に取り組んでいく ことが第一歩です。

#### 社会福祉協議会

社会福祉事業の企画・実施、事業に関する 調査・普及・周知・連絡・調整・助成、社 会福祉活動への住民参加の援助などを行 います。

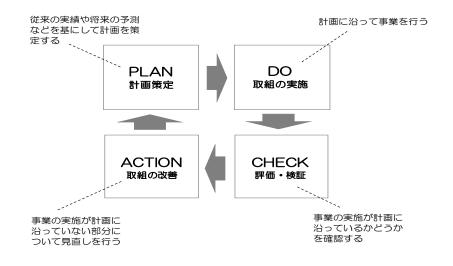
#### 地 域

地域に住む人たちが助けあいながら、住 みやすい環境にしていくため自主的な取 り組みを展開します。

#### 行 政

市民・ボランティア・NPO 法人・福祉に 関する事業者や社会福祉協議会などとも 相互に連携しながら、地域における福祉 活動を支援していきます。

また、本計画の進捗管理は、計画の策定(P: Plan)、計画の実行(D: Do)、計画の評価(C: Check)、計画の見直し(A: Action)という各段階を順次踏みながら計画の実効性を高める PDCA サイクルで行います。



第3期 矢板市地域福祉計画·地域福祉計画活動計画【概要版】 令和5年3月発行

矢板市 健康福祉部 社会福祉課

〒329-2192

栃木県矢板市本町5番4号

TEL: 0 2 8 7-4 3-1 1 1 6 FAX: 0 2 8 7-4 3-5 4 0 4 社会福祉法人 矢板市社会福祉協議会

〒329-2161

栃木県矢板市扇町2丁目4番19号

TEL: 0 2 8 7 - 4 4 - 3 0 0 0 FAX: 0 2 8 7 - 4 3 - 6 6 6 1